

一般財団法人エス・シー・ビー育英会 育英規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人エス・シー・ビー育英会定款に基づき、奨学生の貸与または給与について必要な事項を定めたものである。

第二章 奨学生

(奨学生)

第2条 本会が貸与する学資を奨学生と言い、奨学生を受ける学生、生徒を奨学生という

(奨学生の資格)

第3条 奨学生を受ける者は次の各号に該当するもので、しかも学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

- (1) 高校・高等専門学校・大学または大学院に在学し、原則として化学に関わる専攻をする者
- (2) 品行方正、学業優秀、明朗闊達な者

(奨学生を受ける手続き)

第4条 奨学生を受けようとするものは、奨学生願書に次の書類を添え、校長、あるいは学部長を経て願い出なければならない。

- (1) 校長、学長、学部長、学科長または指導教官等の推薦調書
- (2) 最近の学業成績証明書
- (3) 人物調書（履歴書）
- (4) 願書および願書に伴う添付資料

(奨学生の決定)

第5条 選考委員会は、前条に掲げる書類により奨学生を選考し決定する。ただし、必要と認めた場合は筆記試験及び口答試問を行うことがある。

選考結果は、合否に関わらず文書で学校へ報告する。

- 2. 奨学生の決定に当たっては、理事会選任の選考委員（5名以上10名未満）の3分の2以上の出席を必要とし、過半数により決定するものとする。

(奨学生)

第6条 奨学生は次の金額とする。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 高等学校生徒 | 月額 10,000 円 |
| (2) 高等専門学校学生 | 月額 15,000 円 |
| (3) 大学学部学生 | 月額 30,000 円 |
| (4) 大学院学生 | 月額 50,000 円 |

(奨学生の貸与および給与)

第7条 前条の奨学生の貸与および給与の区分は、次の各号に該当する者について理事会で審議決定する。

- (1) 卒業後返済することが困難とおもわれる者
- (2) 家庭の事情その他の事由により理事会が返済を要しないと認めた者
- (3) 奨学生の貸与終了後、大阪有機化学工業(株)に入社し、従業員として5年以上継続して業務に精励した者

2. 前項の理事会は、奨学生の貸与が終了した奨学生を対象として毎年1回開催する。

(貸与または給与の期間)

第8条 奨学生の貸与期間は、原則として在学する学校の正規の最短就学期間とする。

(返還誓約書の提出)

第9条 第5条により奨学生として決定されたものは、連帯保証人連署の上、返還誓約書を校長または学部長を経て当会代表理事に提出しなければならない。

(奨学生の交付)

第10条 奨学生の交付は、原則として当育英会が指定する金融機関に開設した預金口座に毎月振り込む方法により行う。

(修学調査)

第11条 奨学生の修学状態、素行、健康等については、校長、学部長または指導教官に依頼して定期又は隨時に通報を求める。

2. 奨学生は、毎学年末終了後に成績証明書および貸与継続願いを提出しなければならない。

(異動届)

第12条 奨学生は次の場合には校長、学部長を経て当会代表理事に届け出しなければならない。

ただし、本人が傷病その他やむを得ない事由で届け出ることができないときは、連帯保証人が代わって届けなければならない。

- (1) 進級した時又は現級留となったとき
- (2) 傷病のため4週間以上学校を欠席したとき
- (3) 休学、復学、転学または退学したとき
- (4) 学校その他から賞罰を受けたとき
- (5) 本人並びに連帯保証人の氏名、身分、住所、その他重要な事項に異動があつたとき

第三章 奨学生の返還、停止および返納

(奨学生の返還)

第13条 奨学生は最終学歴の修了（または卒業）年度後1か年を経過した後、最長10年以内に年賦、半年賦または月賦により返還しなければならない。なお、貸与期間が1年以内の場合は奨学生は最終学歴の修了（または卒業）年度後1か年を経過した後、最長5年以内に年賦、半年賦または月賦により返還しなければならない。また、割賦方法は二つを併用することもできる。ただし、割賦金の額は年額にして貸与を受けた奨学生の10分の1（貸与期間が1年以内の場合は5分の1）を下ってはならない。

2. 貸与を受けた奨学生は無利息とする。
3. 奨学生の貸与が終了した時は、奨学生の返還計画明細書を連帯保証人連署の上、当会代表理事に提出しなければならない。
4. 奨学生の返還を怠ったときは、連帯保証人がその責を負うものとする。

（奨学生の停止）

第14条 奨学生が次の各号の一に該当する場合に奨学生の給付を停止する。すでに給付した金額を第13条に準じて返還させる。

- (1) 優秀学生としての資格を失ったとき
- (2) 傷病のため成業の見込みがないとき
- (3) 所定外の学科に履修を変更したとき
- (4) 休学または退学したとき
- (5) 給付を辞退したとき

（返還猶予、免除）

第15条 傷病その他やむを得ない事由のため奨学生の返還が困難な場合は、その事情を考慮して相当期間返還を猶予し、もしくは一部の返還を免除することがある。

2. 奨学生、又は奨学生であったものが死亡、もしくは心身の障がいによりその奨学生の返還が不能になった場合は連帯保証人又は遺族からの願い出により奨学生の全部または一部の返還を免除する。
3. 奨学生が大阪有機化学工業(株)に入社し職務に精励し、その勤続が5年未満の場合はその間返還を猶予し、5年以上の勤続で返還を免除する。また、5年以内に離職した場合は、その事情を考慮してその一部を免除することがある。
4. 返還免除により税制上の課税対象となる場合は、対象となる本人が負担するものとする。

（例外条項）

第16条 上記項目に該当しない事例が発生した場合は、理事会を開催し、対応を協議する。

（規程の制定および改廃）

第17条 本規程の制定及び改廃は理事会の決議によって行うものとする。

制定改定履歴

新規制定：2016年1月30日

改定： 2018年12月26日
2023年12月11日
2024年11月20日
2025年11月20日